

杉並区立桃井第一小学校改築検討懇談会運営要綱

令和 8 年 6 月 5 日

杉教第 2508 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、杉並区立桃井第一小学校（以下「桃井第一小学校」という。）改築検討懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、桃井第一小学校の改築に当たり、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 校舎改築における基本的な方針に関すること。
- (2) 校舎改築の基本設計に反映する必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 懇談会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(運営)

第 4 条 懇談会は、教育委員会事務局学校運営担当部長（以下「部長」という。）が開催する。

2 懇談会の司会及び進行をする者は、懇談内容ごとに適した者を選出する。

3 部長は、必要があると認めたときは、別表に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

4 懇談会は、令和 10 年 3 月 31 日までの期間において、必要に応じて開催する。

(会議の公開)

第 5 条 懇談会は、公開とする。ただし、懇談会の決定により、非公開とすることができる。

(庶務)

第 6 条 懇談会の庶務は、教育委員会事務局学校運営課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 6 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

別表（第 3 条関係）

学識経験者	2 名
桃井第一小学校通学区域内に存する町会の代表	7 名
桃井第一小学校保護者の代表	2 名以内
桃井第一小学校学校運営協議会の代表	1 名
桃井第一小学校学校支援本部の代表	1 名
桃井学童クラブ及び桃一学童クラブの代表	2 名
桃井第一小学校校長	1 名
桃井第一小学校副校長	1 名